第〇章　停電時における非常用発電機等に係る安全対策

（非常用発電機等を使用する事象）

第〇〇条　震災等により停電が発生した場合には、非常用発電機等を使用し固定給油設備等へ電源供給することができる。

（非常用発電機等を使用可否の判断）

第〇〇条　非常用発電機等を使用する際には、所長は、第〇〇条（地震後の措置）に定める点検を行い、非常用発電機等の使用及び施設の再稼働を判断する。

（非常用発電機等の安全対策）

第〇〇条　非常用発電機等を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

　⑴　緊急用発電機を使用する場合における当該緊急用発電機の使用場所については、事前に定めた安全な場所において使用する。

⑵　非常用発電機等に燃料を補給する際は、当該発電機の運転を停止すること。

　⑶　保管場所は　　　　　　とし、定期的に点検を実施するなど、適正に維持管理すること。

（非常用発電機等の操作に係る教育訓練）

第〇〇条　緊急用発電機の操作等に係る教育、訓練については、次によるものとする。

⑴　教育については、別に定める保安教育に含めて実施する。

⑵　訓練については、別に定める訓練のうち、総合訓練に含めて実施する。